

千葉県被災宅地危険度判定実施要綱

平成22年1月施行
令和4年4月改訂
都市局都市部都市安全課

(目的)

第1条 この要綱は、市において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。) 被災宅地危険度判定を実施する者として都道府県知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録した者をいう。
- (2) 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (3) 被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。) 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、擁壁、宅盤・のり面等の変状項目ごとに配点し、危険度を分類することをいう。
- (4) 危険度判定実施本部 市長が危険度判定を実施するために災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 危険度判定支援本部 市の実施する危険度判定活動を支援するために、千葉県災害対策本部に設置される組織をいう。

(実施体制の整備等)

第3条 市長は、速やかな危険度判定の実施のため、実施体制の整備を行うものとする。

2 市長は、危険度判定について、住民に周知するため必要な措置を講じるものとする。

(危険度判定の実施体制等)

第4条 この要綱による危険度判定は、市長が行うものとする。

2 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害が著しいと判断したときは、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、危険度判定の実施を決定する。

(危険度判定実施本部の設置等)

第5条 市長は、危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置し、千葉県にその旨を通知するものとする。

2 危険度判定実施本部には次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実施本部長 都市局都市部長
- (2) 実施副本部長 都市部都市安全課長
- (3) 連絡調整班長 都市安全課長補佐
- (4) 計画判定班長 都市安全課土地班主査
- (5) 物資調達班長 都市安全課家屋班主査

(宅地判定士の派遣等の要請)

第6条 市長は、危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣等の支援を千葉県知事に要請することができる。

- 2 市長は、宅地判定士が実施する危険度判定に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として市が負担するものとする。ただし、派遣の要請を受けた市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

(住民への広報)

第7条 市長は、被災地の住民に対して、危険度判定実施の理解を得るために、判定の実施方法、状況等の広報を行うものとする。

(宅地判定士等の安全及び災害補償)

第8条 市長は、宅地判定士等の生命身体の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 市長は、民間の宅地判定士等が危険度判定を実施する際に、その必要を認める場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会の「被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則」に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、危険度判定を実施する際に、宅地判定士等が物的損失を受け、補償の必要を認める場合は、措置を講じるよう努めるものとする。

(判定結果の表示等)

第9条 市長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定める他、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。